

契 約 書

久山町長選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。

2 車両及び登録番号

3 台 数 台

4 使 用 期 間

令和6年 月 日から令和6年 月 日までの 日間

5 契約金額 円 (消費税込)

内訳 1日 円 × 1. 1 × 日間 = 円

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町に請求することができない。

7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年 月 日

甲 久山町長選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者